

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により和光都市計画を次のとおり変更をしたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 5年 10月 6日

和光市長 柴崎 光子



1 都市計画の種類及び名称

- 和光都市計画土地区画整理事業の変更(和光北インター東部地区)
- 和光都市計画用途地域の変更(和光北インター東部地区)
- 和光都市計画高度地区の変更(和光北インター東部地区)
- 和光都市計画防火地域及び準防火地域の変更(和光北インター東部地区)
- 和光都市計画地区計画の変更(和光北インター東部地区・和光北インター地区)

2 都市計画を決定する土地の区域

- 和光市新倉二丁目、新倉三丁目、新倉四丁目、新倉七丁目、新倉八丁目、下新倉五丁目及び下新倉六丁目の各一部(和光北インター東部地区)
- 和光市新倉二丁目、新倉四丁目、新倉五丁目、新倉六丁目及び新倉七丁目の各一部(和光北インター地区)

3 縦覧場所

- 和光市都市整備部都市整備課